

横福高第 270 号
平成 28 年（2016 年）10 月 31 日

指定第 1 号訪問・通所事業者 各位
地域包括支援センター 各位
居宅介護支援事業者 各位

横須賀市福祉部長

介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）の単位変更について（通知）

日頃より本市介護予防・日常生活支援総合事業の適切な運営にご尽力賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本市において平成 28 年 1 月より標記の総合事業を開始しておりますが、平成 29 年 1 月 1 日から、下記のとおり介護予防訪問介護相当サービス及び介護予防通所介護相当サービスにおける単位を月額包括単位（定額制）から 1 回あたり単位（回数制）へ変更しますので、お知らせいたします。

つきましては、各事業者におかれましては、利用者等にご周知いただくとともに、運用においてご対応いただきますようお願い致します。

なお、単位変更の詳細については、ホームページ上に掲載しました集団講習会資料及び Q&A（※Q&Aは 11 月下旬掲載予定）にてご確認いただきますようお願い致します。

記

1 実施開始時期

平成 29 年 1 月 1 日から実施

2 単位数

別紙のとおり

※集団講習会等資料「5 単位設定について」参照

【掲載場所】

ホーム > 健康・福祉・教育 > 年金・保険 > 高齢者福祉・介護保険 > 介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業） > 集団講習会等（平成 28 年度） > 【配付資料】・「集団講習会・説明資料」等

(<http://www.city.yokosuka.kanagawa.jp/3045/sougoujigyousyuudankousyuu.html>)

（事務担当） 横須賀市福祉部高齢福祉課 地域力推進係

TEL. 046-822-9804

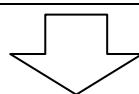
FAX. 046-827-3398

【 単位数 】

○訪問型サービス（介護予防訪問介護相当サービス）

現行（平成 28 年 12 月 31 日まで）

区分	対象	単位
週に 1 回程度	事業対象者・要支援 1・2	1,168 単位/月
週に 2 回程度	事業対象者・要支援 1・2	2,335 単位/月
週に 3 回以上	事業対象者・要支援 2	3,704 単位/月



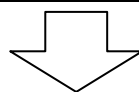
平成 29 年 1 月 1 日以降

区分	対象	単位
週に 1 回程度	事業対象者・要支援 1・2	266 単位/回
		月 5 回以上の場合 1,168 単位/月
週に 2 回程度	事業対象者・要支援 1・2	270 単位/回
		月 9 回以上の場合 2,335 単位/月
週に 3 回以上	事業対象者・要支援 2	285 単位/回
		月 13 回以上の場合 3,704 単位/月

○通所型サービス（介護予防通所介護相当サービス）

現行（平成 28 年 12 月 31 日まで）

区分	対象	単位
週に 1 回程度	事業対象者・要支援 1	1,647 単位/月
週に 2 回程度	事業対象者・要支援 2	3,377 単位/月



平成 29 年 1 月 1 日以降

区分	対象	単位
週に 1 回程度	事業対象者・要支援 1	378 単位/回
		月 5 回以上の場合 1,647 単位/月
週に 2 回程度	事業対象者・要支援 2	389 単位/回
		月 9 回以上の場合 3,377 単位/月